

住民の意思を無視して鹿児島県薩摩川内市議会、同市長、鹿児島県議会及び同県知事が川内原発再稼働に同意したことに対し強く抗議する声明

- 1 2014年10月28日、九州電力川内原発が立地する鹿児島県薩摩川内市議会は、早期の再稼働を求める陳情を賛成多数で採択し、薩摩川内市長は、「国の責任の下で再稼働することを立地自治体として理解する」として再稼働への同意を表明した。同年11月7日、鹿児島県議会が再稼働に賛成する陳情を採択し、鹿児島県知事が再稼働への同意を表明した。

自由法曹団は、原発政策からの早期撤退を求める立場から、住民の暮らしや安全を確保すべき立地自治体が福島第一原発の事故による凄惨な現実を顧みず住民の安全よりも経済政策を優先して川内原発再稼働を推進する姿勢に強く抗議をする。

- 2 自由法曹団は、2014年5月19日に「川内原発の再稼働に向けた動きに反対する決議」をし、川内原発の抱える巨大噴火対策、緊急時対応、避難計画等の具体的な問題点を示した。

新規制基準は安全性を確保する基準ではない。火山噴火の危険性については、本年9月の御嶽山噴火が全く予知できなかったことをみれば明らかなおおりに、事前の噴火予知は不可能である。仮に異変を察知したとしても、噴火の規模を判断することは困難であり、原発を止めるか否かの判断をすることは事実上不可能である。さらには、予兆観測後に川内原発敷地内の使用済み核燃料を外部に搬出するというのも、搬送手段・搬送期間・搬送場所など具体的な策はなく、現実的に不可能である。

避難計画に関しては、実効性の乏しい机上の空論と言わざるを得ず、万が一の事態に住民の安全を確保することは不可能である。

- 3 再稼働に必要な地元同意の範囲を定めた規定はなく、国はそれぞれの地域に判断を委ねている。鹿児島県知事は「薩摩川内市と県のみ」としているが、原発から半径30キロ圏の自治体の議会では地元を含めるよう求める意見書を採択している。

万が一原発事故が起きた時の被害は30キロ圏内にとどまらないことは福島第一原発事故が証明するとおりである。原発事故のリスクは、立地自治体だけではなく周辺自治体も全く同じである。そうであれば、再稼働に必要な地元同意の範囲を立地自治体に限定する必然性はなく、広く周辺自治体の同意も必要とすべきである。

- 4 本年5月21日大飯原発3、4号機の運転差止を認めた福井地方裁判所の判決が示すとおり、福島第一原発事故は、我が国始まって以来最大の公害、環境汚染である。そして、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることこそが国富の喪失である。

川内原発の再稼働は、福島第一原発事故再来のリスクを自ら招くものである。そして、原発に依存しない社会を築いていこうとする多くの住民の意見を無視し、生活の安全をないがしろにするものである。

今回の川内原発立地自治体の同意は、原発の安全性は絶対に確保しえないという福島第一原発事故の現実を顧みない全く無責任な判断であるといわざるを得ない。

この判断は、川内原発差止訴訟が進められている中で、差し止めを求める原告らの声を無視して原発再稼働を既成事実化しようとするものであり、極めて不当である。

自由法曹団は、原発事故の被害を二度と繰り返させず、将来世代に禍根を残さないために、原発政策からの早期撤退こそが、我が国の取るべきエネルギー政策の姿であると考えている。原発ゼロの社会を実現するためにも、それに逆行する川内原発再稼働への立地自治体による同意に対しては、強く抗議の意を表明する。

2014年11月7日

自由法曹団

団長 荒井 新 二